

令和5年度の住民基本台帳の閲覧状況

市では、住民基本台帳法第11条に基づき、住民基本台帳情報の一部の閲覧を認めています。令和5年度の閲覧状況は下表のとおりです。

台帳を閲覧できるのは、国・地方公共団体からの公用請求や世論調査、地域住民の福祉向上活動などの公益性が高いと認められる請求のみです。

国・県からの請求

閲覧日	閲覧申請者	閲覧の目的	閲覧の対象

一般からの請求

[illegible]

※閲覧用の住民基本台帳は、住所、氏名、性別、生年月日が記載され、コピーすることはできません。閲覧前には免許証などで閲覧者の本人確認を行うほか、閲覧者の名前と使用目的の公表が義務付けられています。